ユーザー：明石市契約課07 ゾーン：入札管理者

コンサルタント 2022/08/17 16:11:24 現在

制限付一般競争入札

明水総第506号
令和4年(2022年)5月17日

明石市公営企業管理者　杉浦　隆志
（公印省略　水道局契約担当）

公告		制限付一般競争入札（電子方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び明石市水道事業契約規程（平成２１年水道事業管理規程第１３号）第２条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成５年規則第１０号）第５条の規定に基づき、下記のとおり公告する。
業務番号		4W505
業務名		神戸市連絡管布設工事実施設計業務委託
業務場所		神戸市西区伊川谷町有瀬ほか地内
業務内容		基本設計　1式 詳細設計　1式 調査業務　1式 測量業務　1式
業務期限		令和5年3月10日(金)
支払条件		前金払無、部分払無
予定価格		18,181,000円(消費税抜き)
最低制限価格		有 14,455,500円(消費税抜き)
入札参加要件		以下の業種で登録されていること。
	業種	建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」
	所在地区分	市内業者　　準市内業者　　県内本支店業者
	法令等許可	建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）における上水道及び工業用水道部門の登録があること。
	技術者等	以下に掲げる(１)から(４)までのいずれかの者を2名以上保有しており、そのいずれかの者を本業務における管理技術者として配置できること（専任性は求めません。）。 (１) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく上下水道部門技術士「上水道及び工業用水道」 (２) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく総合技術監理部門技術士「上下水道－上水道及び工業用水道」

(３) RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）「上水道及び工業用水道」
(４)　建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」部門における認定技術管理者

・公告日において納期限が到来している明石市水道局の水道料金及び明石市税（※）を開札日の前日までに完納していること
　※　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。
・開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※１）を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書（※２）を提出できること。
　※１　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。
　※２　納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（その１）（直近２年分）

その他

・地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
・明石市水道事業契約規程第２条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第３条の規定に該当しないこと。
・会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
・公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
・明石市電子入札システムにおいて、開札日に有効期限の切れている業種が入札参加要件となっている場合は、無効な入札とする。
・設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

添付書類

添付書類様式リンク

期限

　令和4年5月31日(火) 17時

設計図書の配布

方法

　上記期限までに、次の「設計図書リンク」より設計図書のＰＤＦファイルをダウンロードすること。
　設計図書リンク

設計図書等についての質問	期限 令和4年5月24日(火) 13時 方法 上記期限までに、明石市電子入札システムにより、質問書（指定様式）を送付すること。 回答日時 令和4年5月26日(木) 13時 回答方法 上記日時に、明石市ホームページ「入札コーナー」に回答を掲載する。
入札受付期間	令和4年5月26日(木) 13時 ～ 令和4年5月31日(火) 17時締切
入札方法	明石市電子入札システムを使用すること。
開札予定	日時　令和4年6月2日(木) 10時6分 場所　804会議室
入札保証金	免除
契約保証金	要 （契約金額の１０分の１以上を納付すること。 ただし、明石市水道事業契約規程第２条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第２５条に該当する場合は免除等を行う場合がある。）
その他	「電子入札についての案内」リンク ・入札に関する条件 ・入札書が所定の日時までに到着していること。 ・談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。 ・入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 ・明石市財務室契約担当の入札・契約制度については、明石市ホームページの「入札情報」＞「入札コーナー」に掲載しているので、熟知のうえ入札に参加すること。ホームページに掲載している入札・契約制度の不知を理由として入札・契約に関する苦情の申立てを行うことはできない。 ・入札の流れ、本公告の見方（記述方法のルール）等については、明石市ホームページの「入札情報」＞「契約課入札コーナー」＞「電子入札のご案内」＞「電子入札システムのご案内」を参照のこと。当該内容の不知を理由として入札に関する苦情の申立てを行うことはできない。 ・本入札における入札書編集画面で、入札の宛先が「明石市長」宛とあるのは、「明石市公営企業管理者」宛と読み替え、同画面で「本入札の資格審査において、明石市税の納付状況の確認が必要なときは、市長が関係課に報告を求めることに同意しますか。」とあるのは「本入札の資格審査において、明石市税及び明石市水道局の水道料金の納付状況の確認が必要なときは、水道局及び市の関係課

が公営企業管理者に情報提供することに同意しますか。」と読み替える。

・落札となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、「明石市制限付一般競争入札実施要綱第６条第２項ただし書きに規定する「くじの執行方法、落札となるべき同価の入札をした者の審査方法及び落札者の決定方法」を定める基準」に基づき、くじにより落札者を決定します。

　開札後の資格審査において落札となるべき同価の入札をした者が２者以上となった場合は、明石市電子入札システムに登録されている連絡先にくじの執行日時及びくじの執行場所を電話連絡するので、連絡が取れるようにしておくこと。

　くじの執行にあたっては、代表者又は代表者からの委任状を持った代理人（以下「代表者等」という。）が参加できます。なお、指定した日時に代表者等が参加できない場合（代表者等がくじの執行日時にくじの執行場所に現れないときを含む。）は、本入札事務に関係のない市職員が代理人となってくじを引くので、了承の上で入札に参加すること（くじの辞退はできません。）。

・落札者となった場合には、契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第２第８項第１０号アの規定により、指名停止措置（３か月）を行います。

・入札にあたっては、有効期限が2028年8月31日の明石市電子入札システム電子認証用ディスク、64ビット版のWindowsパソコン並びに「電子入札システムクライアントV4.1」及び「明石市電子入札アプリケーションV1」のインストールが必要になります。詳細は、明石市ホームページの「入札情報」＞「入札コーナー」＞「最新情報」に掲載しています。

・落札者となった場合には、契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第２第８項第１０号アの規定により、指名停止措置（３か月）を行います。

・明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご留意ください。

お知らせ欄

メインメニューへ戻る　入札案件一覧へ戻る　処理選択へ戻る

e-Bids 明石市